

宅地開発事業等における提出書類について

<廃棄物指導課>

宅地開発事業等の詳細を確認するため、下記の書類をご提出ください。必要な書類は事業内容により異なりますので、廃棄物指導課 審査係までご相談ください。

なお、必要な提出部数は (正本 1部、副本 2部) です。

【共通】

1. 誓約書

誓約書が提出書類の鑑になり、宅地開発事業の申請者の誓約となります。

誓約書の書式は船橋市ホームページからダウンロード又は窓口にてお受け取り下さい。

2. 「船橋市宅地開発事業事前審査申請書」及び「開発計画概要書」の各写し

土量計算書により算出した土量数値を開発計画概要書の土砂搬出入計画の欄に記載してください。

盛土面積(搬入土)の欄には搬入土による盛土又は埋土の面積を記載してください。

3. 位置図

事業の位置図(縮尺 1/2500 程度)を添付してください。

4. 公図写し(コピー可)

事業区域を赤線で囲い、公図写しに土地所有者の住所・氏名・土地の地目・面積を明記してください。

5. 土地の求積図及び面積計算表

事業の区域全体の面積を求積した求積図及び面積計算表を添付してください。

6. 現況図

事業区域の現況地盤高さ、既存建築物、既存構造物等を確認できる現況図を添付してください。

7. 土地利用計画図(配置図)

事業の土地利用計画図又は配置図を添付してください。

8. 造成計画平面図

盛土部又は埋土部(赤色)、切土部(黄色)、根切土部(黄緑色)に着色してください。

搬入土により盛土又は埋土を行う場合はその部分(区域)を赤色着色と斜線で表示してください。

9. 造成計画断面図

盛土部又は埋土部(赤色)、切土部(黄色)、根切土部(黄緑色)に着色してください。

搬入土により盛土又は埋土を行う場合はその部分(区域)を赤色着色と斜線で表示してください。

また、盛土前の現況地盤高及び盛土後の計画地盤高を明示してください。

《2 ページに続く》

10. 土量計算書

盛土量又は埋土量、切土量、根切土量、搬入土量、搬出土量をそれぞれ計算し、開発計画概要書の土砂搬出入計画に記載した土量数値の根拠を明確にしてください。

11. 排水平面図

排水平面図を添付してください。

12. 雨水貯留槽・雨水調整池等の構造図（構造物を設置する場合）

土量計算の際、切土量、根切土量に排水構造物（雨水貯留槽等）の掘削土量を考慮した場合は、雨水貯留槽等の構造図を添付してください。

13. 道路計画縦断図（道路を新設する場合）

土量計算の際、切土量、根切土量に道路構造物（路盤部・表層部等）の掘削土量を考慮した場合は道路計画縦断図を添付してください。

【土砂等の搬入がある場合】

14. 搬入土による盛土又は埋土をする区域の求積図及び面積計算表

搬入土により盛土又は埋土をする区域を明確にし、その区域の求積図及び面積計算表を添付してください。

【宅地開発事業等が完了した後、事業場として使用する場合】

15. 廃棄物保管場の配置図

事業で発生する一般廃棄物と産業廃棄物の区別を明確にし、保管場の位置及び構造等が分かる図面を添付してください。

16. 誓約書（事業系廃棄物の適正処理について）

廃棄物指導課にて協議を行う際に記入していただきます。

【事業場が事業用大規模建築物に該当する場合】

別紙のとおり書類を提出していただきます。

<注意事項>

特定事業・・・埋立て等（盛土、埋土又は一時堆積）に供する区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上又は搬入する土砂等の容積が500㎥以上である事業。

特定事業許可・・・上記特定事業に該当する場合は、「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」による特定事業許可を事前に取得する必要があります。

事業用大規模建築物・・・「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」第26条第2項に規定する建築物

【問い合わせ先】 船橋市環境部廃棄物指導課 047-436-2443